

日本スクーバ協会

偽造刻印が打刻されたタンクについて

高圧ガス保安法にて、スクーバ用タンクは5年ごとに都道府県から認可された検査所で耐圧試験を受けなくてはなりません。 今回、インターネットで販売されたと思われる中古タンクにおいて、耐圧検査時に打刻されるべき検査所の刻印が偽造である違法なタンクが発見されました。

違法品とはご存知なかった元所有者からの善意で、現物を回収し警察へ渡す事ができましたので、そのタンクについて下記の通りご 案内致します。



······バルブも検査合格の刻印が無く、日本で使用すると違法になります。

偽の検査所の刻印が打刻され、耐圧試験合格品の様に偽装しています。

、、・・・・ あるべきはずの検査合格年月の刻印がありません。

....... 検査実施者の合格刻印も偽物です。本来この合格刻印は1カ所のみに打刻されるべきですが、当該容器には2カ所打たれております。

ダイビング事業者及び消費者の皆様には、下記の点にご注意をお願い申し上げます。

- 1. タンクを購入、また充塡し使用する際は高圧ガス保安法に則った正しい刻印が施されているか?必ず確認をお願い致します。
 - 正しい刻印のサンプルは右記の通りです。
- 2. 新品のタンクでも日本の法律ではガスを充塡してはならない、海外からの輸入製品(高圧ガス保安協会の合格刻印が無いもの)がありますのでお気をつけください。
- 3. 万が一中古タンクをご購入される場合でも、検査合格年月を予め必ずご確認の上、製造から10年以上経過したタンクのご購入はお止めになられる事を推奨致します。

(2) PAY 3 STAN B 3 ST

1213は容器再検査毎に追加される刻印

容器の各刻印名称

① E378 : 所有者登録番号

② 👭 : 高圧ガス保安協会マーク

③ (力) : 製造業者マーク

④ AIR : 充塡ガスの種類(空気)

⑤ 3L-32198:容器記号番号⑥ V14.2:内容積(リットル)

① V14.2 ・内谷根(ワノバ) ⑦ W16.6 :容器の質量

⑧ 5-08 : 検査合格年月(月 - 西暦年)

⑨ TP32.7M: 耐圧試験圧力(MPa)⑩ FP19.6M: 最高充塡圧力(//)

① HT :材料区分(高強度鋼)

AL : // (アルミニウム合金)

【再検査の場合】

② (2) : 再検査実施者マーク③ 4-13 : 再検査実施年月

4. 万が一中古タンクをご購入される場合は、高圧ガス保安協会の合格刻印がある事を必ず確認してください。また製造から5年以上が経過しているタンクについては前回耐圧試験を受けた検査所の名前と所在、また販売元の詳細な確認を行い、中古品のタンクを購入するのに信用に値する購入先か?を慎重に精査してください。

なお付属されている中古のバルブは専門家に依るオーバーホールを必ず事前に施してください。 また、バルブも高圧ガス保安協会の刻印がある合法品である事を事前に必ず確認してください。

注) 偽の刻印を打刻する事は犯罪であり、容器への紛らわしい表示は50万以下の罰金の対象となります。